

第 1 回新町将来構想策定小委員会

会 議 資 料

日時：平成 1 4 年 9 月 9 日（月）午後 2 時 1 0 分から

場所：弓削町役場 3 階第 1 会議室

新町将来構想策定小委員会 第1回委員会次第

日 時：平成 14 年 9 月 9 日（月）午後 2 時 10 分から

場 所：弓削町役場 3 階第 1 会議室

1．開 会

2．会長挨拶

3．議 事

（1）協議事項

委員長及び副委員長の選出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

新町将来構想策定小委員会の役割について・・・・・・・・・・ 2

新町将来構想策定に関する基本事項の説明・・・・・・・・・・ 4

新町将来構想及び新町建設計画策定に係る業務委託方法について・・・ 8

新町将来構想及び新町建設計画策定業務に係る委託業者選定実施要領

（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

新町将来構想及び新町建設計画策定業務に係る委託業者選定基準

（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

新町将来構想案・契約仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

新町建設計画案・契約仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

4．その他

（1）委員会の開催場所等について・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

開催通知方法について

開催場所の選択について

（2）上島 4 ヶ町村の基本構想について（参考資料）・・・・・・ 29

（3）その他

5．閉 会

委員長及び副委員長の選出について

(委員長の職務代理者)

職 名	氏 名	所属町村	備 考
委 員 長			
副委員長			

【参考】

新町将来構想策定小委員会委員名簿

委員区分	選出町村	役 職 等	氏 名	備 考
3号委員	弓 削 町	議 会 議 員	岡島 政則	
	生 名 村	議 会 議 員	横川 武広	
	岩 城 村	議 会 議 員	林 栄一	
	魚 島 村	議 会 議 員	大林 清孝	
4号委員	弓 削 町	学 識 経 験 者	島根 亀夫	
		学 識 経 験 者	村瀬 忍	
		学 識 経 験 者	加登まゆみ	
	生 名 村	学 識 経 験 者	平林 和夫	
		学 識 経 験 者	森本 義之	
		学 識 経 験 者	村上 京子	
	岩 城 村	学 識 経 験 者	澤田 年光	
		学 識 経 験 者	加納 清二	
		学 識 経 験 者	西村 孝子	
	魚 島 村	学 識 経 験 者	横井 昇一	
		学 識 経 験 者	大林 貞光	
		学 識 経 験 者	森山 月美	

新町将来構想策定小委員会の役割について

1．小委員会設置の目的

4ヶ町村の合併問題についての論議を行うための基礎調査を行い、合併一般に関する情報を広く住民に提供し、また聴取することによって合併の是非に関する基礎資料とするため、新町将来構想を策定するとともに、将来構想を踏まえつつ、合併町村の将来に対するビジョンを与え、合併町村のマスタープランとしての建設計画を策定するものである。

2．新町将来構想策定小委員会の位置付け

新町将来構想策定が広く住民のものとして受け入れられ、認知されるためには、合併協議会委員のリーダーシップにより、住民参加の手法を取り入れ、住民の意見を十分反映したものが必要である。しかし、広く住民周知といっても4ヶ町村の構成区域も広く、生活形態、慣習もそれぞれ同様ではなく、合併に向けた、認識にも温度差があり、合併協議会と住民双方の意見交換を図ることは、容易なことではない。

そこで、これらの必要性に基づいて、上島合併協議会に専門的にその任務を行う場として「新町将来構想策定小委員会」(以下「小委員会」)という。)を設置した。小委員会では、協議会と住民との双方向的なコミュニケーションを図るため、住民説明会、住民アンケートの手法の中から、より多くの住民の意思が反映できる機会を選択することにより、行政と住民の間の意識の統一を図り、合併の是非についての論議の環境を作るための機関として機能することが期待されている。

小委員会には、新町将来構想・新町建設計画の策定を通して、住民とのコミュニケーションをより一層充実させ、「合併の是非に関する確認」が円滑に行われるよう、その機能を発揮する任務がある。

3．委員会の運営及び他の機関との関係

小委員会は、上島合併協議会新町将来構想策定小委員会規程に基づき運営され、合併協議会の付属機関であり、分担する事業について専門的に調査及び審議を行い、協議会にその結果を答申する機関である。

したがって、小委員会での協議事項については、委員長が随時協議会において報告することになっている。

なお、小委員会の庶務については、協議会事務局が行う。

上島合併協議会組織図

合併協議会

- 合併に関する調査研究・協議
- 新町将来構想・新町建設計画に関する事項

小委員会

- 協議会の事務の一部を調査・審議

幹事会

- 協議会に提案する事項について協議・調整
- 専門部会の進行調整等

専門部会

- 総務部会
- 産業建設部会
- 住民生活部会
- 教育部会
- 議会事務局部会
- 保健福祉部会
- 会計部会

他に、それぞれの部会に分科会をおく

協議会事務局

- 協議資料の作成
- 必要な資料の収集
- 庶務・会計

4. 小委員会の役割及び任務

- 新町将来構想及び新町建設計画の策定
- 新町将来構想及び新町建設計画策定のための、住民参画の手法及び住民周知の方法についての検討

新町将来構想及び新町建設計画策定に関する基本事項

1．新町将来構想とは、

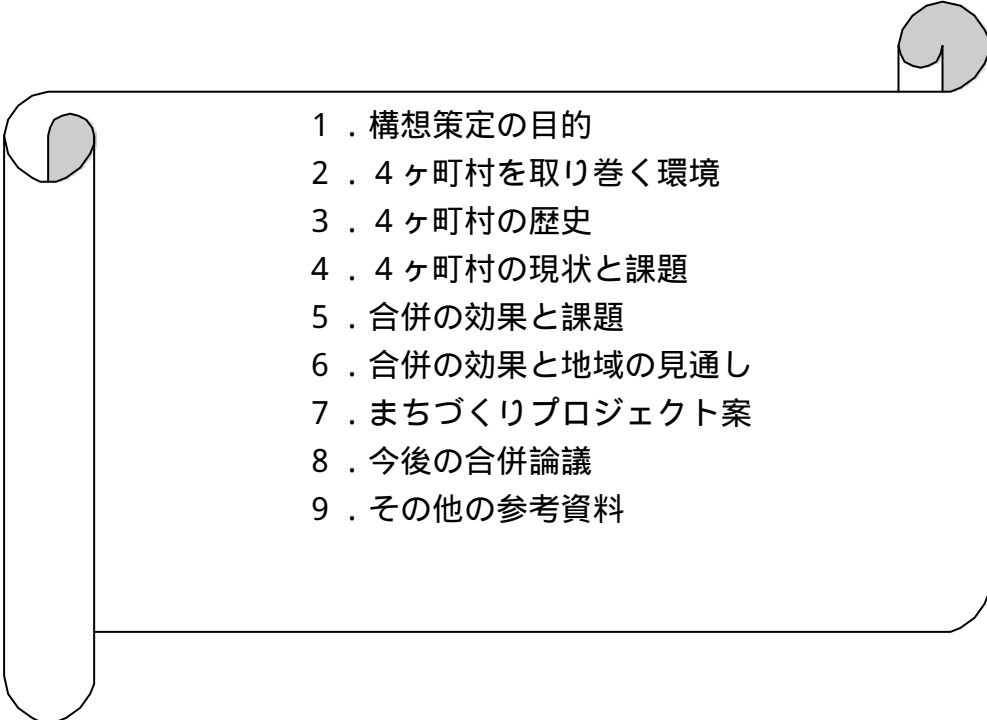
上島合併協議会規約第3条第1項第2号に「新町将来構想策定に関する事項」が規定されており、仮に合併したら実現できるまちの将来図を、「新町将来構想」として明らかにし、4ヶ町村の住民に周知することにより、合併の是非に関する方向性を定めるための、判断材料のひとつとすることとしている。

そこで、新町将来構想では、4ヶ町村をひとつの町として捉え、その合併の効果を明らかにするとともに、今後10～15年後を想定した新町のビジョンを描くことが求められる。更に、合併の方向が明らかになった場合は、新町建設計画策定に向けた基礎資料となるものである。

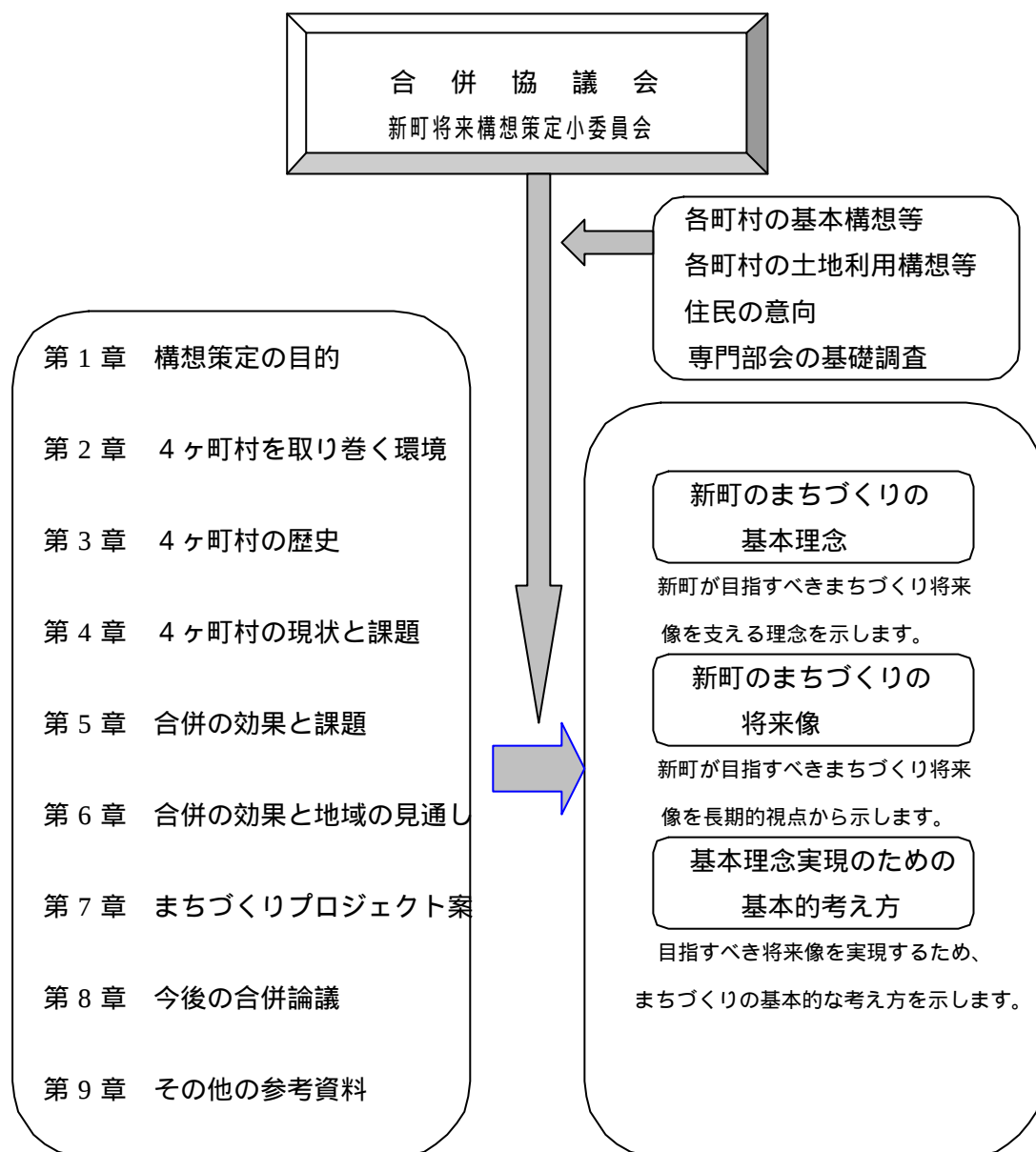
2．新町将来構想の内容

新町将来構想は、合併の特例法などでその策定が義務付けられているものではないが、4ヶ町村の合併の是非を検討するためには、概ね次の内容を検討する必要がある。

新町将来構想の策定（案）

- 
- 1．構想策定の目的
 - 2．4ヶ町村を取り巻く環境
 - 3．4ヶ町村の歴史
 - 4．4ヶ町村の現状と課題
 - 5．合併の効果と課題
 - 6．合併の効果と地域の見通し
 - 7．まちづくりプロジェクト案
 - 8．今後の合併論議
 - 9．その他の参考資料

3. 新町将来構想の作成の考え方



新町将来構想の作成は、小委員会が担当し作成に当たっては、4ヶ町村を取り巻く社会経済動向、4ヶ町村の既定計画及び広く住民の意見を聞きそれを反映させることが重要である。本事業は、専門部会が取り組む、事務事業現況調査のデータ等を参考に、合併した場合の新町のビジョンを示すことが、新町将来構想策定小委員会としての重要な役割である。

4．新町建設計画とは、

新町建設計画とは、合併特例法第5条の規定により、合併町村の建設の基本方針、合併町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項、公共的施設の統合整備に関する事項、合併町村の財政計画を定めることとされており、町村の合併に際し、合併関係町村の住民や議会に対して、合併後のまちづくりビジョンを示すことで、合併の適否の判断材料となるものであって、いわば合併町村のマスタープランとしての役割を果たすものである。

5．新町建設計画の内容

新町建設計画は、合併特例法により、作成が義務付けられており、その内容は、概ね次のとおりである。

第1節 序論

- 第1款 合併の必要性
- 第2款 計画策定の方針
 - 第1項 計画の趣旨
 - 第2項 計画の構成
 - 第3項 計画の期間

第2節 合併関係町村の概況

- 第1款 位置、地勢
- 第2款 気候
- 第3款 面積
- 第4款 人口・世帯

第3節 主要指標の見通し

- 第1款 人口
- 第2款 世帯

第4節 新町建設の基本方針

- 第1款 新町の将来像
- 第2款 新町建設の基本方針
- 第3款 土地利用等
- 第4款 地域別整備の方針

第5節 新町の施策

- 第1款 自然環境の保全と活用
- 第2款 社会資本の整備
- 第3款 生活環境の整備
- 第4款 保健・医療と福祉の充実
- 第5款 教育・文化の充実
- 第6款 産業の振興

第 7 款 連携・交流の促進

第 8 款 開かれたまちづくりの推進

第 9 款 行財政効率化

第 6 節 新町における県事業の推進

第 1 款 県の役割

第 2 款 新町における県事業

第 7 節 公共的施設の適正配置と整備

第 8 節 財政計画

第 1 款 歳入

第 2 款 歳出

新町将来構想及び新町建設計画策定に係る業務委託方法について

上島合併協議会が作成する新町将来構想及び新町建設計画策定にあたって、一部業務委託については、当該業務の目的及び内容に最も適した者を特定するため、次の方式により実施いたしたい。

1．契約方式及びその理由

業務委託契約については、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の3方式があるが、当該業務委託契約については、企画提案書方式による業者特定による随意契約といたしたい。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定によれば、随意契約によることができる場合として、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」と定められている。当業務については、標準的な業務の実施方法等が定められていないことや創造性、独創性、象徴性等を求められるとともに将来人口等主要指標の予測や合併効果の分析等、広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とするため、技術的に最適な者を特定する手続きが適切であり、信用・技術・経験等を有する相手方を選定してその者との間で契約を締結するという方法が当該契約の性質に照らし、又はその目的を達成する上でより妥当である。

したがって、本契約については、価格のみによる競争入札ではなく、取り組み等内容を比較できる企画提案書による内容と企業や技術者の能力を総合的に評価することにより特定いたしたい。

2．指名業者の選定

指名業者の選定については、「建設工事等入札参加資格者名簿」に登載されているもので、かつ、業務経歴、技術職員の経験等を勘案し、発注しようとする委託業務に関し、十分な履行能力を有すると認められるもののうちから、3～5業者程度を選定いたしたい。

選定された受託候補者に、企画提案書の提出を要請し、小委員会の会議上で、プレゼンテーションを行ってもらい、総合評価による選考といたしたい。

総合評価による選考については、別紙「新町将来構想及び新町建設計画策定業務に係

る委託業者選定実施要領」及び「新町将来構想及び新町建設計画策定業務に係る委託業

者選定基準」のとおり

3．契約方法について

当該委託業務の遂行に最も適した者が特定された場合には、1 業者での随意契約を行なう。

4．契約期間について

将来構想と建設計画は、それぞれ密接・一連的な関係があり、別々に発注したのでは、策定期間がずれるもののちぐはぐなものとなり、期待される成果は、発揮できない。したがって、将来構想と建設計画と含めたものでの企画提案書の提出が必要となる。ただし、契約については、14 年度と15 年度とそれぞれ、将来構想と建設計画と分けて契約することといたしたい。

仕様書については、別紙のとおりとする。

コンサルタント業者一覧

番号	業 者 名	代表者名	住 所	備 考
1	(株)ぎょうせい	代表取締役 藤沢 玄雄	東京都杉並区荻窪 4-30-16	
2	(株)エイトコンサル タント松山支社	支社長 玉田 幸雄	松山市空港通二丁目 9 番 2 9 号	
3	(株)エリアトータルプ ランニング	代表取締役 岡本 保孝	松山市山越 4 丁目 5 番 3 5 号 河上ビル 2 F	
4	国際航業(株) 松山営業所	所長 里脇 豊和	松山市千舟町 5 丁目 5 - 3 (日本団体生命松山ビル)	
5	(株)ウエスコ 愛媛営業所	所長 安井 護	松山市南江戸 2 - 9 - 1 7 (せとかんビル)	
6	昭和(株) 高知営業所	所長 高木 長門	高知市菜園場町 1 番 2 1 号	
7	玉野総合コンサルタント (株)四国事務所	所長 渡邊 耕平	川之江市金生町下分 715-1	
8	パシフィックコンサル タツ(株)愛媛事務所	所長 三好 将博	松山市三番町 4 - 8 - 7	

新町将来構想及び新町建設計画策定業務に係る委託業者選定実施要領（案）

新町将来構想及び新町建設計画策定業務に係る委託業者(以下「委託業者」という。)の選定については、次の要領で実施する。

1．選定方針

新町将来構想及び新町建設計画策定業務については、上島合併協議会規約第3条第1項第2号の規定により、協議会が作成することとなっており、その調査、審議は、小委員会に付託されているため、新町将来構想策定小委員会で業者選定会を開催し、決定する。

2．選定対象業者

指名業者の選定については、「建設工事等入札参加資格者名簿」に登載されているものの中から、業務経歴、技術職員の経験等を勘案し、発注しようとする委託業務に関し、十分な履行能力を有すると認められるものの内、8業者程度を選定する。

3．業者を選定するための方式

企画提案書方式による。

協議会は、選定された受託候補者に、企画提案書の提出を要請し、業者は、一定の条件を与え、目的達成のためにどのような効果的な作業展開ができるのか、また、これに伴う事務局に対する支援をどのようにできるのか提案してもらうこととする。

提案書により、小委員会で書類選考を行い、3業者に絞り込んだ後、2次審査で、小委員会の会議上で、プレゼンテーションを行ってもらい、総合評価による選考を行う。

4．提案内容

「合併に向けた新町将来構想及び新町建設計画の策定について」

5．企画提案書提出締切日

平成14年9月下旬

6．プレゼンテーション実施日

平成14年10月上旬

7．プレゼンテーション実施場所

弓削町役場

8 . プレゼンテーションの順序
抽選による

9 . プレゼンテーション所要時間
30 分以内

10 . 業者選定方法
「新町将来構想及び新町建設計画策定業務に係る委託業者選定基準」に基づき、
最終選定する。

新町将来構想及び新町建設計画策定業務に係る委託業者選定基準（案）

1. 評価基準

（1）戦略構想

将来構想をより魅力のある、かつ、説得力のあるものとするため、既定の枠組みの業務以外にどのような戦略ビジョンを有しているか。

（2）企画力・説得力（アピール度）

提案書・プレゼンテーションを通じての企画・構成及びその内容の説得力・アピール度はどうか。

（3）適切性

合併という特殊事情に配慮した適切な内容となっているか。また、当地域の実態をどの程度把握し、それに配慮した内容としているか。

（4）実施体制

選定された場合の具体的な業務執行体制は、適切か。

（5）実績

類似の事例における実績は、どの程度あるか。

（6）総合力

会社としての総合的な能力はどうか。

2. 選定方法

（1）評価の方法

事務局があらかじめ提示する説明会資料に基づき、各社にプレゼンテーションを行ってもらい、事前に提出してもらう企画書の内容と合わせ、上記の評価基準を勘案して採点する。

（2）評価区分

上記1に定める基準ごとの配点を下記のとおりとし、それぞれ5段階評価を行うものとする。

評価基準項目	優秀	優良	普通	やや劣	劣
(1)戦略構想	5点	4点	3点	2点	1点
(2)企画力・説得力	5点	4点	3点	2点	1点
(3)適切性	5点	4点	3点	2点	1点
(4)実施体制	5点	4点	3点	2点	1点
(5)実績	5点	4点	3点	2点	1点
(6)総合力	5点	4点	3点	2点	1点

（3）評価点数の集計方法

ア 各委員の持ち点

小委員会委員各人の持ち点は、委員長及び副委員長を含めて均一とし、各社に対し、委員 1 人当り基本点の合計を 3 0 点満点として評価するものとする。

イ 集計

ア、イによる評価点の合計を各社ごとに単純計算し、その合計点により、順位を決定する。

新町将来構想案

弓削町・生名村・岩城村・魚島村（上島合併協議会）

第1章 新町将来構想策定の目的

新町将来構想（まちづくりビジョン）策定の背景と目的

上島合併協議会の設立にあたり、合併の是非に関する方向性を確認することが合併協議会の主要な役割となっている。そこで、新町将来構想を策定し、広く上島圏域住民に周知することで、4ヶ町村の地域の繋がりを再認識してもらい、広域的視点に立ち合併についての認識を深め、考える機会を提供する。

第2章 4ヶ町村を取り巻く環境

社会経済状況の変化

地方分権の推進

上位計画（国・県）における4ヶ町村の位置づけ

なぜ今、合併が論議され4ヶ町村で任意の合併協議会が設置されたのかについて、理解を求める。

第3章 4ヶ町村の歴史

地域発展の沿革

4ヶ町村形成の過程

県及び4ヶ町村史の歴史関係資料等をベースに、4ヶ町村の課程や以前の合併の状況を把握することで、上島圏域の現状を再認識する。

第4章 4ヶ町村の現状と課題

4ヶ町村の位置（地理）

4ヶ町村の地形や交通網（快速船、カーフェリー、道路網）の現状等。

町村の人口の推移

4ヶ町村の人口、世帯、少子・高齢化の現状等。

産業構造の推移と現状

4ヶ町村の住民の暮らし

通勤、通学など、人々の生活の現状を把握し上島圏域の一体性の有無を分析する。

行財政の現状と課題

4ヶ町村の公共施設やサービスの水準、財政状況などの現状を把握し、今治広域市町村圏組合の実情も含め合併後の広域行政を進める上での課題等を認識する。

第5章 合併の効果と課題

一般論的な合併の効果と課題

4ヶ町村における合併の効果と課題

一般論を前提に、4ヶ町村における合併の効果と課題を明らかにする。

第6章 合併の効果と地域の見通し

各行政分野や生活スタイルのテーマごとに、合併した場合としない場合を比較し、合併により地域が具体的にどう変化するかを提示する。

第7章 まちづくりのプロジェクト案

住民アンケート・ワークショップ等を実施し、それを参考にまちづくりの理念とビジョンを提案する。

新町のまちづくりの理念

4ヶ町村が誕生する新町のまちづくりの中核となる理念を提示する。

新町のまちづくりのビジョン

新町のまちづくりの効果や課題を整理し、新町のまちづくりの具体的な目標を提示する。

新町のまちづくりのビジョンを実現するための基本的な考え方を提示する。

第8章 今後の合併論議

合併協議会のあゆみ

合併論議に関する今後の合併協議会の活動予定

第9章 その他の参考資料

新町将来構想策定仕様書

1. 業務の目的と義務

本業務は、弓削町、生名村、岩城村、魚島村（以下「4ヶ町村」という。）の4ヶ町村で設立した上島合併協議会（以下「協議会」という。）が計画している、新町将来構想策定を業務とし、町村の合併に際し、合併関係町村の住民や議会に対して、合併後のまちづくりビジョンを示すことで、合併の適否の判断材料となるものであって、いわば合併町村のマスタープランとしての役割を果たすものである。

なお、本業務の受託者は業務の趣旨を十分理解し、本仕様書に定めるものの以外においても、業務の円滑な遂行を図るため必要な事項については、協議会と協議のうえ本業務として実施するものとする。

なお、本業務策定に関して収集された情報、著作権及び著作権は、当協議会に帰属するものとする。

《業務の範囲》

4ヶ町村が合併したと想定される、新町将来構想策定業務

「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律6号）第5条に規定する、市町村建設計画策定の基礎資料とするものであること。

2. 新町将来構想策定の概要

別紙「新町将来構想策定のコンセプト（案）」・「新町将来構想（案）」

3. 関係法令等の遵守

受託者は業務の履行にあたり、「地方自治法」（昭和22年法律67号）「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律6号）等関係法令並びに4ヶ町村の条例規則等を遵守しなければならない。

4. 秘密の保持及び中立性

受託者は、業務遂行上知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

5. 関係機関との協議

受託者は、関係機関との協議及び地元説明会等で、協議会から要請があったときは、誠意をもってこれに当たらなければならない。

6 . 議事録

受託者は、打合せ及び協議の都度、その内容に関する議事録を作成し、経過を明確にし協議会に提出するものとする。

7 . 資料の貸与

業務の遂行上必要な資料の収集は原則として受託者が行うものであるが、協議会並びに 4 ヶ町村が所有し業務に必要な資料については、リストを作成のうえ貸与するものとし、業務完了とともに返納するものとする。

なお、4 ヶ町村が所有する資料については、協議会を通じて貸与するものとする。

8 . 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたり、次の書類を提出するものとする。

業務着手届

工程表

主任技術（研究）者届

業務完了届

9 . 主任技術（研究）者

受託者は、主任技術（研究）者及び技術（研究）者をもって業務を行うとともに、高度な技術及び知識を要する部門については、相当の経験を有する技術（研究）者を配置しなければならない。

主任技術（研究）者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

受託者は、業務の円滑な推進を図るため、業務を推進するうえで必要な経験と能力を有する十分な数の技術者を配置しなければならない。

10 . 成果品の審査

受託者は、成果品の提出時に協議会事務局の審査を受けなければならない。

その結果、訂正を指示された事項については、速やかにこれ进行处理しなければならない。

11 . 検査及び引渡し

成果品の審査に合格したあと、協議会の職員の検査を受け引き渡すものとする。

12 . 疑義及び協議

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合,又は,本仕様書に定めのない事項については、本協議会と受託者が双方協議のうえこれを定め、業務を遂行しなければならない。

13 . 提出図書

受託者は、業務完了に際し次の成果品を提出するものとする。

なお、成果品の作成及び編集方法等については、協議会と協議のうえ作成するものとする。成果品については、製本は3部とし 紙だし1部 A4 判（約60P程度）概要版（約8P程度）を原則とする。

紙だし（製版なし）・	1部
概要版・	1部
CDR	1部

新町建設計画案

弓削町・生名村・岩城村・魚島村（上島合併協議会）

第1節 序論

第1款 合併の必要性

町村建設計画の冒頭においてその目指すところである合併の必要性について触れる。内容については、歴史的経緯や、生活圏の拡大、地方分権、少子高齢化等からの必要性を挙げる。

第2款 計画策定の方針

第1項 計画の趣旨

計画全般にわたる趣旨を明示する。

第2項 計画の構成

新町村を建設していくための基本方針、その基本方針を実現するための施策、公共的施設の統合整備、財政計画といった主な構成内容を明示する。

第3項 計画の期間

第2節 合併関係町村の概況

第1款 位置、地勢

隣接町村、地形等を示すことにより、地理的状况を明示する。

第2款 気候

どのような気候であるかを明示する。

第3款 面積

面積に加えて、東西、南北の長さ、地目別(農地、宅地、山林等)の構成割合を加える。

第4款 人口・世帯

第3節 主要指標の見通し

第1款 人口

第2款 世帯

第4節 新町建設の基本方針

第1款 新町の将来像

第2款 新町建設の基本方針

第3款 土地利用等

地域の社会的、経済的、自然的条件に十分配慮しながら、長期的展望に基づいた適切な土地利用に努める旨を明示する。

第4款 地域別整備の方針

日常生活圏、歴史的経緯、今後の地域整備の方向性等を考慮し、各地域の特性を活かすため、地域を区分して整備を行う。区分した地域ごとに整備方針を具体的に明示する。

第5節 新町の施策

第1款 自然環境の保全と活用

- (1) 自然環境の保全
- (2) 河川環境の整備
- (3) 森林の維持と活用

第2款 社会資本の整備

- (1) 道路の整備
- (2) 公共交通の整備
- (3) 市街地の整備
- (4) 上水道の整備
- (5) 下水道の整備

第3款 生活環境の整備

- (1) 住環境の整備
- (2) 公園・緑地の整備
- (3) 衛生環境の整備
- (4) 地域・生活関連施設の整備
- (5) 消防・防災・交通安全の推進
- (6) 情報・通信の整備

第4款 保健・医療と福祉の充実

- (1) 保健・医療の充実
- (2) 高齢者福祉の充実
- (3) 社会福祉の充実
- (4) 保育の充実及び女性への支援
- (5) 介護保険への対応

第 5 款 教育・文化の充実

- (1) 生涯学習の推進
- (2) 学校教育の充実
- (3) 文化・スポーツの振興
- (4) 国際化への対応

第 6 款 産業の振興

- (1) 農林水産業の振興
- (2) 商工業の振興
- (3) 観光・レクリエーションの振興

第 7 款 連携・交流の促進

第 8 款 開かれたまちづくりの推進

第 9 款 行財政効率化

- (1) 行政運営の効率化
- (2) 財政運営の効率化

第 6 節 新町における県事業の推進

第 1 款 県の役割

第 2 款 新町における県事業

第 7 節 公共的施設の適正配置と整備

第 8 節 財政計画

第 1 款 歳入

- (1) 地方税
- (2) 地方交付税
- (3) 交付金・分担金・負担金

(4) 国庫支出金・県負担金

(5) 繰入金

(6) 地方債

第 2 款 歳出

(1) 人件費

(2) 物件費

(3) 扶助費

(4) 補助金等

(5) 公債費

(6) 積立金

(7) 繰出金

(8) 普通建設事業費

新町建設計画策定仕様書

1 . 業務の目的と義務

本業務は、弓削町、生名村、岩城村、魚島村（以下「4ヶ町村」という。）の4ヶ町村で設立した上島合併協議会（以下「協議会」という。）が計画している、新町建設計画策定を業務とし、町村の合併に際し、合併関係町村の住民や議会に対して、合併後のまちづくりビジョンを示すことで、合併の適否の判断材料となるものであって、いわば合併町村のマスタープランとしての役割を果たすものである。

なお、本業務の受託者は業務の趣旨を十分理解し、本仕様書に定めるものの以外においても、業務の円滑な遂行を図るため必要な事項については、協議会と協議のうえ本業務として実施するものとする。

なお、本業務策定に関して収集された情報、著作権及び著作権は、当協議会に帰属するものとする。

《業務の範囲》

4ヶ町村が合併したと想定される、新町建設計画策定業務

「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律6号）第5条に規定する、市町村建設計画とするものであること。

2 . 新町建設計画策定の概要

別紙「新町建設計画（案）」参照

3 . 関係法令等の遵守

受託者は業務の履行にあたり、「地方自治法」（昭和22年法律67号）「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律6号）等関係法令並びに4ヶ町村の条例規則等を遵守しなければならない。

4 . 秘密の保持及び中立性

受託者は、業務遂行上知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

5 . 関係機関との協議

受託者は、関係機関との協議及び地元説明会等で、協議会から要請があったときは、誠意をもってこれに当たらなければならない。

6 . 議事録

受託者は、打合せ及び協議の都度、その内容に関する議事録を作成し、経過を明確にし協議会に提出するものとする。

7 . 資料の貸与

業務の遂行上必要な資料の収集は原則として受託者が行うものであるが、協議会並びに 4 ヶ町村が所有し業務に必要な資料については、リストを作成のうえ貸与するものとし、業務完了とともに返納するものとする。

なお、4 ヶ町村が所有する資料については、協議会を通じて貸与するものとする。

8 . 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたり、次の書類を提出するものとする。

業務着手届

工程表

主任技術（研究）者届

業務完了届

9 . 主任技術（研究）者

受託者は、主任技術（研究）者及び技術（研究）者をもって業務を行うとともに、高度な技術及び知識を要する部門については、相当の経験を有する技術（研究）者を配置しなければならない。

主任技術（研究）者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

受託者は、業務の円滑な推進を図るため、業務を推進するうえで必要な経験と能力を有する十分な数の技術者を配置しなければならない。

10 . 成果品の審査

受託者は、成果品の提出時に協議会事務局の審査を受けなければならない。

その結果、訂正を指示された事項については、速やかにこれ进行处理しなければならない。

11 . 検査及び引渡し

成果品の審査に合格したあと、協議会の職員の検査を受け引き渡すものとする。

12 . 疑義及び協議

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合,又は,本仕様書に定めのない事項については、本協議会と受託者が双方協議のうえこれを定め、業務を遂行しなければならない。

13 . 提出図書

受託者は、業務完了に際し次の成果品を提出するものとする。

なお、成果品の作成及び編集方法等については、協議会と協議のうえ作成するものとする。成果品については、製本は3部とし 紙だし1部 A4 判（約80P程度）概要版（約8P程度）を原則とする。

紙だし（製版なし）・	1部
概要版・・・・・・・・	1部
CDR・・・・・・・・	1部

4 . その他

(1) 委員会の開催場所等について

委員会開催通知方法について

委員長名で文書により、開催通知を行う。

通知事務は、事務局が行う。

小委員会開催場所の選択について

小委員会の開催場所は、どのようにすべきか協議したい。

上島 4 ヶ町村の基本構想について

1 . 基本構想の位置付け

現在の各町村における基本構想は、「総合計画」として基本計画及び実施計画とセットで構成されている。

基本構想

基本構想は、各町村が目指す将来構想を描き、人口などの指標や土地利用の方針を定めるとともに、目標の実現を先導する施策の大綱を明らかにするものである。計画期間は、概ね 10 年間となっているが、さらに長期的な展望も加味される。

基本計画

基本計画は、基本構想で定めた将来像と施策の大綱を受けて、その実現に必要な基本的施策を分野別に体系化するものである。計画期間は、基本構想と同様に 10 年となっているが、5 か年を経過した時点で必要に応じて見直しが行われる。

実施計画

実施計画は、「3 か年実施計画」として作成され、基本計画で体系化した施策を具体的事業で示し、毎年見直しを行い、更新する。それぞれの事業年度、事業量、実施主体などを明らかにするものである。この計画は、各年度の予算編成の指針となるものであり、施策の成熟度や地域の状況、緊急度、財政状況、国・県の施策動向などを総合的に判断して策定される。

計画の構成と期間



2 . 町村の基本構想の比較

各町村の基本構想は、主に「計画期間」「基本理念」「将来像」「施策の大綱」で構成されており、比較すると以下ようになる。

計画期間

岩城村・魚島村は、13 年度に総合計画が策定されたところであり、生名村は、12 年度に策定されている。弓削町は、今後新たな基本構想に取り組む。

各町村の基本構想の計画期間

年 度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
弓削町	◀									▶									
生名村								◀									▶	推	定
岩城村										◀									▶
魚島村										◀									▶

基本理念

各町村の基本理念は、以下のとおりである。「自然環境との共生」「自立できる産業の振興」「教育文化の向上」「健康と福祉の増進」といったキーワードが共通している点が特徴である。

各町村の基本理念の比較

	基 本 理 念
弓削町	・あたたかい福祉のまちづくり ・住みよい生活環境づくり ・豊かな教育・文化のまちづくり ・活力ある地域産業づくり
生名村	・魅力あるスポーツ合宿村づくり ・力強い経済基盤づくり ・快適な生活環境づくり ・個性あふれる創造性豊かな人づくり ・元気あふれる長寿・福祉社会づくり ・交流と連携の輪づくり
岩城村	・自然と調和した快適で安全なまちづくり ・健康で安心して暮らせるまちづくり ・賑わいと活力にあふれるまちづくり ・豊かな人間性を育むまちづくり ・みんなが主役のまちづくり
魚島村	・人々の生活を支える基盤づくり ・活力ある村をつくる産業づくり ・豊かな心を育む教育環境づくり ・健康に暮らす保健・福祉・医療環境づくり ・自然とともに生きる生活環境づくり ・人々にわかりやすい行財政づくり